



令和4年版 再犯防止推進白書



民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

過去と向き合い、一歩ずつ



7月は「再犯防止啓発月間」です。

My 法務省

ボスター中央の4コマ漫画は、「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」において、法務大臣賞を受賞した作品です

令和4年度再犯防止啓発ポスター

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節

民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2022年(令和4年)4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約4万8,000人、少年警察協助員約220人及び少年指導委員約6,200人を委嘱しているほか、2022年(令和4年)3月現在、大学生ボランティア約7,300人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト*1等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、"社会を明るくする運動"(【施策番号101】参照)の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス*2を通じて更生保護ボランティア(【コラム7】参照)の活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、2021年(令和3年)7月、総務省及び法務省は、連名により、地方公共団体に対し、保護司の人材確保等の保護司活動に対する一層の理解と協力について依頼を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ*3を実施している。具体的には、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加することで、保護司活動に対する理解が深まり、実際の保護司の委嘱にもつながるなど一定の成果が見られている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司会と協力し、保護司候補者検討協議会*4において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

※1 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」URL (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html)



※2 更生保護ボランティアの活動を紹介するソーシャルネットワーキングサービス 法務省ツイッター (https://twitter.com/MOJ_HOUMU) 法務省保護局ツイッター (https://twitter.com/MOJ_HOGO) 法務省保護局インスタグラム (https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/)







※3 保護司活動インターンシップ

保護司活動インターンシップとは、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※4 保護司候補者検討協議会 保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と 保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、 地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている(【施策番号60、78、88】参照)。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者(2022年(令和4年)4月現在、全国で67事業者)と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している。さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワークなどを行っている。

また、保護司については、その減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めてきたところ、2021年(令和3年)1月には、総務大臣から法務大臣に対して、これらの取組をより一層推進するための必要な措置を講ずるよう勧告もなされた。こうした経過を踏まえ、情報技術が利用できる環境を整備するため、保護司活動の一部をウェブサイト上で行うための保護司専用ホームページ "H@ (はあと)"を開発し、運用を開始し、一部の保護司会にタブレット端末等を配備するとともに、面接場所の確保や保護司適任者の情報提供等について、法務大臣から、都道府県知事及び市区町村長宛てに協力を求める書簡を送付したほか、法務省と総務省の連名による地方公共団体宛て協力要請文書を発出するなどし、保護司の活動支援及び担い手の確保についての取組を進めた。これらに加え、複数担当制(【施策番号98】参照)や地域処遇会議(複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会)等、保護司相互の相談・研修機能を促進する取組を行っている。

BBS会については、令和4年2月、新たに福島大学の学生有志による「福島大学BBS会」が発足した(写真6-92-1)。今後、更生保護施設や児童養護施設などを訪問し、行き場のない人の心の居場所づくりや悩みを抱える子どもたちの非行防止に取り組むこととしている。

写真6-92-1

新たに発足した福島大学BBS会



写真提供:法務省

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター (資6-93-1参照)*5は、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点として、2019年度(令和元年度)末までに全国全ての保護司会に設置された。同センターは、地方公共団体との連携の下、市役所、福祉センター、公民館等に設置されており、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えている場合も多い。

資6-93-1

更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 〇保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 〇保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし, 経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 〇地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施
- 〇平成20年度から整備し、令和元年度末までに全国の保護司会に整備

更生保護サポートセンターの機能・効果

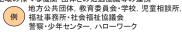
保護司の行う処遇活動への支援

- 保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応

保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域支援ネットワークの構築

・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携



地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施

・一般住民からの非行相談の実施

地域への更生保護活動の情報発信

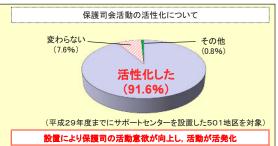
・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信 ・保護司適任者の確保

・休護可週仕有の確保 (保護司候補者検討協議会の企画・実施, 保護司活動インターンシップの企画・実施)









出典:法務省資料による。

更生保護サポートセンターは、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更 生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

^{※5} 更生保護サポートセンター

Column 07

再犯防止を支える民間協力者の方々

1 篤志面接委員*6

岐阜刑務所篤志面接委員 田川 裕子

① 篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。

イベントや式典、TV・ラジオ等の司会業と、ピアノ講師、音楽療法士、メンタル心理カウンセラーを仕事としています。何足ものわらじですが、どれも関連性のあることとして勉強しながら活動しています。

音楽療法の受講時代、大変感銘を受けた先生が岐阜刑務所の篤志面接委員をされていて、お声をかけてくださったのがきっかけです。「刑務所内ラジオ放送を立ち上げるにあたり、パーソナリティをやってみませんか。」とのお話でした。このような施設においても誰かのお役に立てるのならと、ありがたく篤志面接委員の仲間に入れていただきました。歌謡ショーの司会として、いくつかの刑務所慰問にお邪魔した時以来のご縁です。

② 篤志面接委員の活動内容について、教えてください。

刑務所内ラジオリクエスト放送のパーソナリティと、高齢者指導分野の音楽療法を実施させていただいています。ラジオは収録で、ひと月に一度、リスナーである受刑者からのリクエスト曲をかけながら、メッセージを読んだり四季折々の話題を提供したりしています。高齢者指導の音楽療法は月に一回、10人前後の人数設定で、歌うことを主として、時代背景をひもときながらの回想や身体を動かすストレッチ、ゲーム感覚でできる脳のトレーニングなどを行っています。

③ 篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。

どちらの活動にも共通して願うのは、受刑者の心の安定です。二度と同じ過ちを犯さないために、受刑者の中にある良心や感情を思い起こしてもらうことができたときはとても嬉しいです。メッセージで家族のことを思い出して涙する人も、懐かしい歌を歌って子どもの頃の純粋な自分を思い返している人も、音楽に合わせたトレーニングゲームで苦戦している人もみんな素敵な笑顔になります。笑うことは心の安定につながり、満たされていくので、言葉も顔つきも変わっていきます。そして、この人いい人なんだなと感じたとき、ありのままの心の声を話してもらえたときに、この人も更生できると信じる気持ちが湧いてきて、私自身も喜びと感動を頂いています。

④ 音楽療法セッションで発見したことを教えてください。

音楽療法では参加者に自由に話をしてもらうようにしていますが、最初は慣れないせいか、自発的に発言をすることがありませんでした。そんなスタートでしたが今は入退室の時に、身体の不自由な人に手を貸しながら動く人の姿があります。セッション中は物知りな人を頼りにしたり、故郷を思い出す歌でポロポロ涙を流す人がいたり、優しい感情を素直に出し、協調しあって参加してくださいます。障害により震えの止まらなかった参加者の身体が、楽器活動中に止まっていたときは本当に驚きました。毎回発見がいっぱいです。



岐阜刑務所での音楽療法風景

2 教誨師**7

東京拘置所教誨師 川上 宗勇

① 教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。

私は寺で生まれて、僧侶として生きていくと、幼少の頃より決めていました。その中で中学3年の時に読んだ「やさしい刑法入門」という本の中に、極刑の場面で、僧侶が被収容者の隣に立っている、そんな挿絵があり、受刑者に寄り添う宗教者の存在を知り、そのような活動をしてみたいと考え始めました。

前任者が高齢で施設教誨師をお辞めになることになった際、若い人にも教誨師になってほしいとの要望もあり、35歳で教誨師を拝命しました。

② 教誨師の活動内容について、教えてください。

教誨には、被収容者が教誨受講の希望を施設に願い出て、グループで教誨を受講する「集合教誨」や、個人と対話をする「個人教誨」があります。この二つの教誨では「いのち」を見つめながら、被収容者が自己の生き方を調える道を共に模索します。

また、私自身が被害者支援都民センターで被害者支援ボランティアのプログラムを受講した経験から、一般改善指導*8のグループワークにおいて、外部講師として指導に参加したこともありました。 さらに、花まつりや盆法要等の仏教行事や、施設内での運動会をはじめとした各種行事、全国矯正 展等のお手伝いをさせていただいております。

③ 教誨師の活動のやりがいを教えてください。

被収容者に寄り添っていると、どうしても「情」が移ってしまいます。しかし、彼らの後ろには必ず、悲惨な状況に追い込まれている被害者が存在します。被害者に想いをめぐらせ続けながら活動することは、民間のボランティアとしては、非常に責任の重い活動であると思います。そんな教誨師を根底から常に支えて下さっている、矯正施設の職員の皆さんの存在があります。職員の皆さんの活躍が、社会の表に出ることは稀でありますが、社会の「縁の下の力持ち」といえる職員の皆さんと一緒に、被収容者の教育指導、社会復帰のお手伝いをさせていただける、そのような部分にやりがいを感じています。

④ 教誨師として活動する中で、特に印象に残ったエピソードを教えてください。

出所者から一度だけ手紙を頂いたことがあります。内容は、社会復帰を果たしたことと、それまでの粒粒辛苦の日々がつづられていました。「履歴書を200通から書いて仕事を探しました。もうだめだと諦めかけた時に、先生の、生きているという事は可能性がある。絶対に諦めるな!という言葉が響き、最後の一通と思って書いた履歴書が今の会社です。ありがとうございました。」ゼロと1パーセントは違う。可能性を信じて、相手を信じる。これが教誨師であると思います。このお礼の手紙は、私への、激励の手紙となりました。



東京拘置所での教誨の様子

^{※7} 教誨師

[【]施策番号98】参照。

^{※8} 一般改善指導 【施策番号83】参照。

3 矯正施設で活動するその他の民間協力者

ショートショート作家 田丸 雅智

① 少年院において活動するまでの経緯について教えてください。

短くて不思議な「ショートショート」を専門に書く「ショートショート作家」として活動を行っているのですが、自身の執筆活動と並行して全国各地でショートショートの書き方講座を開催しています。オリジナルのメソッドに従いながら90分ほどの時間内でアイデア出しから作品完成、発表までを行うというもので、対象は小学1年生くらいからシニアの方までと幅広く、企業等でも開催していたりします。

その講座を少年院で開催させていただくようになったのは、出院者らの就労支援等を行う一般社団法人チーム太陽の故・北村啓一さんとの出会いがきっかけでした。2017年(平成29年)2月に群馬の赤城少年院で初開催をして以来、これまでおよそ2か月に1度のペースで活動を行ってきています。

② 少年院での活動内容について、教えてください。

ワークシートに従いながら、1人1作品、「ショートショート」の創作を自由に行っていただいています。最初は「無理」「できない」と言っていた少年たちも、最後には「雑草を食べて身体の色が緑になった犬の話」や「海水浴が好きなパソコンの話」等の作品を執筆、発表してくれます。

創作を通じて、文章力はさることながら、アイデアを考える発想力や、それをまとめる論理的思考等を磨くきっかけにしていただければと願っています。また、「最初は無理だと思ったことが意外とできた」というプチ成功体験を通して、挑戦することの大切さ等もお伝えしています。

③ 少年院での活動のやりがいを教えてください。

少年たちの反応や変化を目の当たりにできたときに、特にやりがいを感じます。少年院での講座の場合は、特にワークの初期段階で、取り組む前から「分かりません」「できません」という少年がとても多いのですが、「大丈夫」「いいですね」と声をかけるにつれて、少年たちは不安そうな顔をしながらも「こんなのでいいんですか……?」と筆を動かし始めてくれ、いつしか自分の力で進み始めます。そして、作品ができあがると、達成感に包まれた素敵な表情を見せてくれます。

この瞬間に立ち会うたびに、言いようのない喜びを覚えます。それと同時に、少年犯罪の難しさに も改めて思いをはせます。

④ 活動を行う上で心掛けていることを教えてください。

何よりも、創作を自由に楽しんでいただくことを心掛けています。想像力はネガティブな反応に対して委縮しやすく、一度そうなると再び膨らませるのがとても困難になるため、少年たちが書いてくれたことを絶対に否定しないことも大切です。また、少年たちがたとえワークの途中で詰まっていても、こちら側から「答え」を押し付けたりせず、いかに少年たちの中から引き出すことができるかを大事にしています。少年たちには自分の頭で考えて、講師がいなくとも自走していける力を身につけていただきたいと願っています。



駿府学園での講座風景

4 保護司*9

和歌山保護司会 会 長 小川 史乘 副会長 得津 壽美代

① 貴会において、どのような経緯で保護司になる方が多いか、保護司となるまでにどのような背景をお持ちの方が多いか、保護司のやりがいを教えてください。

当保護司会では、退任予定の保護司から誘われて保護司になっている人が多いと思います。

「私は、夫の父親が保護司だったこともあり、保護司になりました。一番最初に薬物事件を担当した時は、最初の面接まで不安があったのですが、実際に会ってみると、どこにでもいるような普通の方で、安心しました。ケースごとに感心させられることも多く、いろいろな人の人生から学ぶこともあります。」(得津保護司)

「保護司になって、はや35年が過ぎました。いろいろな出来事、いろいろな人との出会いがあり、その度に私の人生は豊かなものになっていきました。保護司になって本当によかったと思います。」 (小川保護司)

② SNSやホームページ等のICTを活用した広報活動内容について、教えてください。 当保護司会では、ホームページやSNSを活用して広報活動を行っています。 ホームページには、当保護司会の成り立ちや各支部の概要、更生保護サポートセンター和歌山の案内を掲載しているほか、広報誌のデータファイルもダウンロードできます。SNSでは、"社会を明るくする運動"などの地域活動の様子について発



和歌山保護司会の SNS (Instagram)

また、コロナ禍で集まって会議をすることができなくなったため、パソコンを操作することができる保護司に教わりながら、オンライン会議を行うようになりました。最初は分からないことだらけでしたが、最近は少しずつ慣れてきました。やればできるものです。画面越しの相手にわかりやすいよう、保護司会・更生保護女性会・BBS会の名前が入った"幸福の黄色いバックパネル"を作成したり、みんなで知恵を出し合いながら頑張っています。

③ 貴会で取り組んでいることについて、教えてください。

当保護司会では、新任保護司を計画的に育成する取組として、「新任さんいらっしゃ~い」と題して、経験の浅い保護司とベテラン保護司による座談会を開催しています。

更生保護サポートセンター**10に集まり、ベテラン保護司がこれまでの様々な体験を紐解きながら 保護司としての心構えを伝え、悩んだり迷ったりしがちな新任保護司のサポートを行っています。

こうした活動を通じて、更生保護サポートセンターを「処遇活動を支えてくれる心強い場所」、「いつでも気軽に立ち寄れる身近な場所」として知ってもらうことで、保護司同士のつながりづくりに取り組んでいます。

2021年度(令和3年度)はコロナ禍の影響を受け中止になりましたが、今年度こそはと意気込んでいます。

④ 今後の活動について教えてください。

信していますので、是非ご覧ください。

コロナ禍以前は、保護司・更生保護女性会・協力雇用主会が合同の研修を行っていたのですが、今後は、BBS会を含めて四者連携を進めていく予定です。行動制限の状況を見ながら、「新任さんいらっしゃ~い」などの取組を少しずつ再開して、保護司同士のつながりを深めていきたいと考えています。

また、「更生保護サポートセンター和歌山」が2012年(平成24年)6月の開所から10周年になります。これまでの歩みを地域の皆様と共に振り返り、今後の和歌山保護司会の発展に向けて気持ちをひとつにできるような記念行事についても検討しています。



幸福の黄色いバックパネル

^{※9} 保護司

[【]指標番号15】参照。

^{※10} 更生保護サポートセンター 【施策番号93】参照。

5 更生保護女性会^{※11}

釧路更生保護女性会会長 穗積 貴美子

① 更生保護女性会員として活動するまでのことについて教えてください。

釧路更生保護女性会は、1999年(平成11年)に子育て支援地域活動のモデル地区に指定され、地域の小学校や児童館等で、保護者や住民を対象としたミニ集会を積極的に開催していました。ミニ集会では、子供のしつけなど「子育て」をテーマに話し合っていて、当時、小学校の教員として働いていた私は、「活発な活動をしている婦人会があるな」と思っていました。ある日、釧路更生保護女性会で熱心に活動していた同僚から、「一緒に活動しましょう」と誘われたのがきっかけで、入会しました。教員の仕事と同じで、子供たちの幸せを願う活動を行っている団体であることを知り、力になりたいと考えたのです。

② 釧路更生保護女性会の活動内容について教えてください。

釧路市内にある更生保護法人釧路慈徳会、釧路刑務支所、釧路少年鑑別支所、児童養護施設等で生活する方々への支援を行っています。特に、釧路慈徳会へは、寄付金や生活必需品の提供を長年続けています。また、他の更生保護団体との連携にも力を入れています。1977年(昭和52年)、釧路地区保護司会、釧路BBS会、釧路更生保護女性会の三者で「木もれ陽協議会」を立ち上げ、お互いの活動で不足しているところを補い合うことを目的とし、定期的に集まって情報交換を行う場を設けています。

③ 更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。

現在、不織布マスクの着用が呼び掛けられていますが、それ以前に釧路慈徳会に届いた新品の布マスクが、使われないまま倉庫にしまわれていました。使い道がなく、施設側も困っていたところ、会員の提案で、布マスクの糸を全部ほどいてから手洗いし、アイロンをかけ、縫い直し、ガーゼハンカチを作ることになりました。出来上がったハンカチには、手書きのメッセージカードを一枚ずつ付けて、退所する人たちにプレゼントしています。一人一人ができることは小さいですが、みんなで力を合わせて社会に貢献する活動に参加し、役割をいただくことで、誰かの役に立っているという「成就感」が生きがいにつながっています。

④ 力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

毎年、"社会を明るくする運動"の一環として、当会主催で「名士職域かくし芸芸能大会」を実施しています。コロナの影響を受け、ここ数年開催できなかったものの、2022年(令和4年)1月に2年ぶり66回目の開催にこぎつけました。当日は、検温や消毒はもちろん、出来る限りのコロナ対策を行う中、子供たちのミュージカルや日本太鼓演奏等の出し物で大いに賑わいました。保護観察所、保護司会、BBS会を始め、市内の多くの団体の御協力の下、開催することができ、人と人とが繋がることの大切さを再認識することができました。



名士職域かくし芸芸能大会にて

6 BBS会*12

横浜市西区BBS会 会長 橋本 夏希

① BBS会員になったきっかけについて教えてください。

大学3年生の時に、他大学の「犯罪心理学」の授業を受講した際、講師の先生からBBS会というボランティア団体があることを聞き、興味を持ったのがきっかけです。思い返せば、中学生の時に非行には至っていないものの、生きづらさを抱えている同級生に対して何もできなかったことが心残りで、いつか悩んでいる子供たちの力になりたいという思いが根底にあったのだと思います。BBS会では、ともだち活動やグループワークを通して少年と直接関わることができ、また、自分と同じくらいの若い世代の会員が中心となって活動をしているところに魅力を感じ、入会しました。

② BBSの活動内容について、教えてください。

1つ目はともだち活動です。保護観察中の少年とBBS会員が主に1対1で関わる活動です。少年と一緒に遊びに出掛けたり、勉強をしたりする中で、少年の自立を支援することを目的としています。2つ目はグループワークです。少年とBBS会員が複数名で各種レクリエーションを通して交流します。3つ目は自己研鑽活動です。更生保護の基礎的な知識の習得、ともだち活動の事例研究などを通してスキル向上を図っています。

③ BBSの活動のやりがいを教えてください。

やりがいを感じる点として、様々な人と関わることができるところがあります。少年はもちろん、 保護司会、更生保護女性会など関係団体の方々や、BBS会の仲間たちとのつながりを通して、多くの 学びがあると日々感じています。入会当初は、少年に対して力になりたい、でもどのような声掛けを したら良いのか分からなく、自分に何ができるのかという漠然とした不安がありました。でも実際に ともだち活動等の経験をしてみると、少年から教わることがたくさんあり、自分自身の成長にもつな がっていることに気付かされました。これがBBS活動のやりがいなのだと思います。BBS会員の皆さ んには、あまり気負わず少年と楽しくコミュニケーションを取ってこの楽しさを実感してほしいです。

④ 所属地区会で実施している主な活動(学習支援等)について教えてください。

ともだち活動はもちろんですが、グループワークと自己研鑽に注力しています。ここ数年のグループワークでは、バーベキュー、横浜の街散策、ビーチボールバレー、お好み焼き作りを実施しました。グループワークに少年が参加してくれたことがきっかけで、ともだち活動が始まったケースもあり、継続的に少年と関わる機会を作り続けることが重要だと考えています。ともだち活動は、年間数名の少年を途切れることなく担当しており、毎月開催している定例会の中で進捗を報告し、会員や保護司の方から様々な角度でアドバイスをもらい、定例会が研鑽活動の場にもなっています。また、新たな活動として、横浜市西区内にある児童家庭支援センター「らいく」への訪問活動を開始し、地域に根ざした活動も行っています。



グループワークの一環でお好み焼き作りをする様子

7 協力雇用主^{※13}

有限会社芦名商会 芦名 鉄雄

① 協力雇用主として活動するまでについて教えてください。

幼い頃、父と一緒にリヤカーを引いて廃品回収をしていましたが、会社組織にしてだんだん規模を拡大し、現在、一般・医療系廃棄物処理業を営んでいます。

1993年(平成5年)頃、刑務所を出所した人の雇用を保護観察官から依頼されたことが協力雇用主として活動するきっかけでした。初めは刑務所や少年院を出所した人を"雇用してあげる"という気持ちでしたが、彼らの雇用を続けていくにつれ、すぐに辞めていく人、とても手がかかる人、立ち直るために真剣に頑張っている人など様々な人に出会い、そのうちに情が湧いてきて、気がつけば長年協力雇用主として活動していました。

② 協力雇用主の活動内容について、教えてください。

協力雇用主として刑務所や少年院を出所した人を雇用するとともに、1995年(平成7年)に岩手県で立ち上がった協力雇用主の組織である、岩手県更生保護協力事業主連絡協議会の事務局長を長年務め、昨年度からは会長を務めています。

岩手県更生保護協力事業主連絡協議会は、岩手県下14地区の更生保護事業主会の連合会ですが、NPO法人岩手県就労支援事業者機構とも手を携え、各地区更生保護事業主会の総会に合わせて研修会や親睦会を開催するなど、岩手県における刑務所や少年院を出所した人に対する就労支援の充実のために活動しています。私も、岩手県更生保護協力事業主連絡協議会の会長として、各地区の総会・研修会に出席させてもらっています。

③ 協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。

親元に帰れず、私がアパートの保証人となって預かった人のことが心に強く残っています。

彼の将来のために必要だと思い、運転免許を取得させることにしましたが、本人も頑張ったものの 学科試験に合格することができずにいました。朝出社してこないのでアパートまで訪ねていったら、 本人は恥ずかしくて合わす顔がないなどと言うので、説得して納得させて出社させ、また、学科試験 に受かるために一緒に勉強しました。

ついに本人が運転免許を取得した時の喜びはひとしおで、このことを通じて、彼らと一緒に喜んだり、悲しんだり、悩んだりして、一緒に取り組むことの大切さを学びました。

④ 非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していることを教えてください。

これまでに刑務所や少年院を出所した人を20名程雇用し、失敗もありましたが、今心掛けていることは、「自分はこの会社に必要な存在である」と思ってもらえるように接すること、話をしてくれた際には丁寧に聞くこと、どのような仕事がしたいかを確認し、できるだけ希望に添う仕事を与えること、一般社員と区別をしないで平等に接することです。そして、彼らには、我が社で働くことで再犯をしないことはもちろんですが、社会の一員としてやりがいを持って仕事に取り組み、幸せな人生を送ってもらいたいと思います。



業務の様子

^{※13} 協力雇用主

8 更生保護協会**14

更生保護法人岐阜県更生保護事業協会事務局長 廣瀬 等

① 岐阜県更生保護事業協会の組織概要を教えてください。

当協会は、1951年(昭和26年)9月8日に設立され、1984年(昭和59年)3月に財団法人の認可を受け、1996年(平成8年)に更生保護法人となりました。現在、正会員760名、賛助会員470名、理事20名、監事2名、評議員は22名で、事務局は、岐阜県更生保護会館内にあります。同会館は、県下の保護司等の有志により1958年(昭和33年)に「保護司会館」として建設されたのが起源で、その後、1994年(平成6年)に岐阜市役所西別館1階部分に移転、2021年(令和3年)には同別館2階・3階部分と土地を岐阜市から購入し、全館が「岐阜県更生保護会館」となり、これまで入居していた当協会、岐阜県保護司会連合会、岐阜山県保護区保護司会、岐阜山県更生保護サポートセンターのほか、岐阜県更生保護女性連盟、岐阜県BBS連盟、岐阜県就労支援事業者機構が入居しています。

② 活動内容について、教えてください。

更生保護事業法に定められた届出事業者(更生保護法人)で、地方公共団体からの補助金、篤志者からの寄附、賛助会員からの会費等を原資として、一時保護事業と連絡助成事業を行っています。一時保護事業として、犯罪をした人や非行のある少年に対して金品の給与、就職の援助等を行っています。また、連絡助成事業として、保護司(会)、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主及び更生保護施設等更生保護関係団体への助成や、犯罪予防活動等を行っています。

③ 活動のやりがいや困難であったことを教えてください。

基本財産の一部として国債を所有し、利子を果実収入として活動の原資の一部としていましたが、ゼロ金利政策等により果実収入は見込めず、また、不景気やコロナ禍における経済活動の低下が続いている現況において、更生保護を支援いただいている賛助会員が減少傾向にあります。それに伴って収入が減少し、関係団体への助成を一部制限せざるを得ない状況が続いています。当協会の活動を支えてくださっているのは社会の方々であり、より一層、更生保護活動に理解と支援が得られるよう、更生保護会館に入居する各団体とこれまで以上に連携しながら、広報等にも力を入れていかなければと考えています。

④ 岐阜県更生保護事業協会として今後の展望、新たに取り組みたいこと等について、教えてください。 前記のとおり、更生保護会館に各団体が集まったことにより、「更生保護センター」として、各団 体の相互連携や活動拠点としての機能を効果的に発揮できる環境が整えられました。今後、県下の再 犯防止の支援機関・団体のハブとしての機能の充実を図っていくことになります。

また、県下各保護司会に設置された更生保護サポートセンター(【施策番号93】参照)をサテライトとして、「更生保護センター」とインターネットでつなぐことにより、保護を必要とする人にとって身近な地域の更生保護サポートセンターを通所・訪問場所とし、必要な保護を、必要な場所で受けられる環境を構築したいと考えています。



岐阜県更生保護会館の外観

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各地方更生保護委員会や保護観察所に対応する形で更生保護協会がある。

^{※14} 更生保護協会

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設(【施策番号26】参照)に委託する取組を行っている。2017年度(平成29年度)からは、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」(資6-94-1参照)を実施しており、2021年度(令和3年度)の委託実人員は400人(前年度:208人)、延べ人員は2,701人(前年度:1,239人)であった。さらに、自発的に更生保護施設に通所できないなど、従来の通所型のフォローアップ事業では支援の手が届かない者に対しても必要な支援を行うため、2021年(令和3年)10月から全国8施設において訪問支援事業(資6-94-2参照)を開始し、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う取組を実施している(2021年(令和3年)10月から2022年(令和4年)3月までの半年間の委託実人員は104人、延べ人員は627人である。)。

資6-94-1

更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業:平成29年度~)

目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

内 容 ○ 生活相談支援

更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**(自立更生に向けた**助言・支援**)

- 薬物依存回復支援
 - ①更生保護施設職員等が実施する薬物依存回復プログラム
 - ②更生保護施設職員等が実施するグループミーティング(※)
 - (※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

対象

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち、支援内容に応じて、次の者が対象

①生活相談支援

原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への 通所が可能であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて 生活相談支援が有用であると認められる者

②薬物依存回復支援

更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



法制 位置付け

- 一時保護事業(更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」 (更生保護法第58条第6号、第85条第1項)の委託

出典:法務省資料による。

資6-94-2

更生保護施設における訪問支援事業の概要

訪問支援事業について

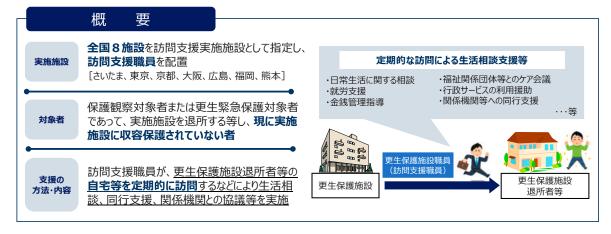
背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「フォローアップ事業」を開始(H29年度~)
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する"息の長い支援"の充実が必要**(R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」)
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始(R3.10~)





出典:法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設は、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として一層多様かつ高度な機能が求められるようになっている。そのため、法務省は、2018年度(平成30年度)以降、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年(平成31年)3月、有識者検討会から「これからの更生保護事業に関する提言」を得た。同提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性についてなど、更生保護事業の在り方に関する幅広い指摘がなされた。これを踏まえ、2021年(令和3年)10月から、全国8施設において訪問支援事業を開始するなど事業の見直しに取り組んでいる(【施策番号27、94】参照)。

第6章

Column 08

更生保護施設による訪問支援事業

更生保護施設熊本自営会 訪問支援職員 前畑哲朗

当会では、2017年度(平成29年度)に施行されたフォローアップ事業(【施策番号94】参照。 更生保護施設の退所者に対しての継続的な支援制度)を通じ、社会で孤立しがちな更生保護施設退所 者への寄り添いを行ってきました。しかし、従来の支援は退所者からの相談に基づく、いわば「受け 身」の制度であり、そもそも人に頼ること、相談することが苦手な対象者が多いことから、退所後の 暮らしぶりを把握することは非常に難しい状況でした。

そうした中、退所者の更生と自立のためのより積極的な支援を行うため、2021年(令和3年)10月に訪問支援事業(【施策番号94】参照)がスタートしました。当会は先行実施施設に指定され、これまで約8か月活動してきましたので、具体的な事例や、その中で感じたことをご紹介したいと思います。

【事例1】50代男性。無銭飲食、建造物侵入等。

知的障害があり適切な金銭管理ができないケース。ギャンブル嗜好から、貯蓄を含めた現金を全て使い切ってしまうこともあった様子。所持金がなくなると、先のことも考えず安易に金を借りたり、犯罪に走ってしまう傾向あり。累犯。

当会退所後は生活保護を受給し一人暮らしを始めたが、保護費が支給されると数日で使い切ってしまい、飲まず食わずに近い状態となってしまう。小遣い帳程度の家計簿を付けることから始め、月々の支出を自身で管理できることを目標に、訪問して生活指導を続けている。訪問支援事業としての委託期間終了後も、再犯防止のためには引き続き見守りが必要と考えている。

【事例2】60代男性。覚醒剤取締法違反。

刑務所入所5回。仮釈放となって当会に入所。仮釈放期間満了とともに当会を退所し、現在は自営業で生計を立てている。

訪問支援の開始当初は月に数回の往信と訪問のみであったが、次第に来信と通所も始まり、一方通行的だったコンタクトが双方向になっていった。4か月が経過したある日の未明、携帯電話に着信があったが気付かず応答できなかった。その後再度着信があり応答すると、「覚醒剤を打った夢を見てしまった。朝からぞわぞわして気持ちが抑えきれない。話がしたくて電話をした。」という。最初の電話に出られなかったことを詫び、しばらく話を聞いていると次第に落ち着いてきたようで、「これまで出所した時も、もう薬は止めようと思っていたができなかった。しばらく止められていても突然薬のことが頭から離れなくなり、また打ってしまうことの繰り返しだった。正直な気持ちを聞いてほしくて電話した。話したら落ち着いてきた。もう大丈夫だと思う。」と話してくれた。現在、薬の引き金となるからと酒も断ち、断薬の努力を続けている。

薬物依存についての知識は書籍やセミナーで得ていたつもりでいましたが、退所者への支援等を通じて、断薬の苦しみは想像以上であることを改めて知らされました。数度の刑務所生活を経た後建設会社をおこし、今では協力雇用主として立派な経営者となった薬物関係の元受刑者が、「70歳を過ぎた今でも、覚醒剤の誘惑と一生戦い続けないといけない。」と話してくれた事も忘れられません。

薬物に限らず、様々な問題を抱え、誘惑と闘いながら日々生活している退所者が大勢います。社会で生きてゆくスキルを身に付けていない人も少なくありません。施設を退所し、一月がたった今でも、週に何回も早朝から施設に来所し、施設の清掃を手伝ってくれる退所者もいます。

そうした事例を見ていると、更生のために最低限不可欠な住居や収入といった要素に加え、大きな 支えとなるのは身近で寄り添う人の存在であり、一緒に考え、悩み、歩んでくれる誰かなのだと感じ ます。彼らの家族の代わりはできないかもしれませんが、訪問支援職員として、目の前の一人一人と 向き合ってゆきたいと思います。

(本稿は2022年(令和4年)6月時点の状況に基づきます。)







早朝から施設の清掃を手伝ってくれる退所者

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

(1) 再犯防止活動への民間資金の活用の検討【施策番号96】

法務省は、2021年度(令和3年度)から、成果連動型民間委託契約方式*15の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)*16を活用し、少年院に在院している少年のうち、学習意欲のある者について、少年院在院中に学習支援計画を策定し、その出院後に継続的な学習支援を行う事業(資6-96-1参照)を実施している。

また、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援するため、法務省は、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアルを作成した(資6-96-2参照)。さらに、BBS会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成した。その結果、2021年(令和3年)3月末までに、8つの更生保護関係団体がクラウドファンディングによる資金調達に成功し、犯罪予防・再犯防止活動等の原資として活用した。

さらに、2020年(令和 2 年)8月には、更生保護法人日本更生保護協会において、「立ち直り応援基金 $|^{*17}$ が創設され、2021年(令和 3 年)12月末までに、130名以上からの寄付を得ている。

^{※15} 成果連動型民間委託契約方式 (Pay For Success、PFS)

国又は地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施する事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動する方式。

^{※16} ソーシャル・インパクト・ボンド (Social Impact Bond、SIB)

成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success、PFS、成果目標の達成度合に応じて支払額が変動する委託契約方式)の一類型であり、PFS事業を受託した民間事業者が当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの。

^{※17} 立ち直り応援基金

民間資金を活用する方策の一つとして、犯罪や非行からの立ち直り支援に賛同する個人・企業・団体等から、インターネット等を通じて広く寄附を集め、集められた寄附金を、全国で行われている草の根の立ち直り支援活動に助成する仕組みであり、法務省がその広報を担っている。

資6-96-1 SIBによる非行少年への学習支援事業

再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) 事業について

ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる<u>成果連動型民間委託契約方式 (PFS)</u>の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み



再犯防止分野におけるSIB事業(非行少年への学習支援(令和3年度から)) 官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、学びの継続と充実を図る 少年院在院中 少年院出院後 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、 出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施 学習環境の整備 学習支援計画の策定 18 寄り添い型の学習支援 ▶ 対象者の学習継続率や再処分率等を成果指標とし、 在院者との関係構築 事業の成果を評価 学習相談の実施 3 将来の可能性の広がり

出典:法務省資料による。

資6-96-2

更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

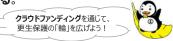
更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

○ 更生保護関係団体(保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会)がクラウドファンディングを行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。

※クラウドファンディングとは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。

本マニュアルの内容 ※クラファンとは、クラウドファンディングの略。 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 更生保護を 資金調達 クラウド クラウド 各更生保護 ふりかえろう について学ぼう ファンディングを ファンディングに 関係団体による 理解しよう 挑戦してみよう 挑戦事例 「資金調達」の 令和元年度中に クラファンを クラファンの クラファンの 始める前に、 ベースとなる 手法の一つである 実施に向けた クラファンに挑戦し 更生保護について 「資金調達」 クラファンの基礎を 手順を知る。 た8つの団体の (ファンドレイジング) 改めて理解する。 理解する。 事例を知る。 の現状を理解する。 更生保護関係団体がクラウドファンディングを行うメリット

- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、**これまで更生保護に関わりのなかった人たちに活動を知ってもらう**ことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、会員や支援者として仲間に加わってくれる。



出典:法務省資料による。

(2) 社会的成果 (インパクト) 評価に関する調査研究 【施策番号 97】

法務省は、2019年度(令和元年度)に社会的成果(インパクト)**18を含む成果指標やその評価方法についても検討を行い、その調査研究結果の報告を公表した**19。

また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)(資6-97-1参照)において、再犯防止を含む3分野が重点分野とされたことも踏まえ、法務省では、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を活用した再犯防止事業(【施策番号96】参照)を実施するとともに、地方公共団体が再犯防止分野で同様のスキームを活用する際にいかすことができるよう、前記事業を通じて得られる知見を蓄積・共有することとしている。

資6-97-1

PFSとは

成果連動型民間委託契約方式アクションプランの概要

成果連動型民間委託契約方式(PFS:Pay For Success)アクションプラン(令和2年度~4年度)の概要

- ・地方公共団体等が、<u>民間事業者に委託等して実施させる事業のうち</u>、
- ・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、
- ・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に<u>支払う額等が、当該</u>成果指標の改善状況に連動するもの
- ・国内外の取組を参考に分野横断的なガイドラインを作成する。また、重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止) については具体的な成果指標の例示等を行う<u>事業実施の手引きを作成する</u>など、案件形成に向けた情報面での支援 等を行う。
- ・これにより、重点3分野を中心にPFSの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点3分野以外にも構展関を進める。

まちづくりなど重点3分野以外にも横展開を進める。		
分野	主な取組事項	
共通	 →共通的ガイドラインの作成【成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理等】 →PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援【地方公共団体における導入可能性の検討支援等】 →PFS事業の横展開に向けた理解促進等【PFSポータルサイトを通じた情報提供(https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html)等】 →PFSの補助制度の検討 	
医療•健康介護	 ★分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】 ★支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【地方公共団体が保有するデータの活用方法に関する情報提供 等】 →横展開を進めるための支援事業等の実施 →PFSの普及啓発【セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供 等】 →交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFS事業の普及促進策の実施 【保険者努力支援交付金においてPFS事業に対する支援を行うほか、保険者機能強化推進交付金において、PFSの活用を評価】 	
再犯防止	 →分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】 >支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【成果指標が改善した場合の政策効果について、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約】 >事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討 >PFSの普及啓発【地方公共団体に対する各種会議等の場における情報提供等の実施 等】 	
□ 令和4年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を <u>100団体以上とする。</u>		

出典:内閣府資料による。

5 民間協力者との連携の強化

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員**20や教誨師**21等、多くの民間協力者(【コラム7】参照)の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果。

※19「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」URL(http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf)

※20 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、 2021年(令和3年)12月現在の篤志面接委員は1,387人(前年:1,396人)である。

^{※18} 社会的成果 (インパクト)

2021年(令和3年)は、矯正施設において、篤志面接委員が1万1,156件(前年:1万2,534件)の面接・指導を、教誨師が1万1,745件(前年:1万3,536件)の教誨を実施した。

保護観察所では、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本としているところ、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2021年度(令和3年度)は、保護観察で1,267件(前年:674件)、生活環境の調整で1,089件(前年:533件)の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止 等のための連携体制を強化している。

(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供を行っている。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立 準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取 扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等(【施策番号38、110】参照)において、 犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

少年鑑別所では、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会等に派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」等で、2021年(令和3年)は905件(前年:745件)の講演・研修会を実施した。また、少年院では、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

矯正施設職員及び更生保護官署職員は、篤志面接委員、教誨師、保護司、更生保護女性会員、BBS 会員、更生保護施設職員、社会福祉法人等の民間協力者に対して、研修や講演の機会を通じて、犯罪をした者等への処遇や支援に関する知見を提供している。特に、2021年度(令和3年度)においては、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)が2022年度(令和4年度)から施行

^{※21} 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2021年(令和3年)12月現在の教誨師は2,008人(前年:1,925人)である。

されることを見据え、改正後の少年法に基づく特定少年に係る新たな保護処分の枠組みに関する説明 資料を作成して保護司等に配布するなどし、制度の内容を含む少年保護観察対象者等の処遇に関する 知見等を提供している。

なお、法務総合研究所は、毎年の犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2021年(令和3年)版犯罪白書**²²においては、「詐欺事犯者の実態と処遇」を特集とし、詐欺事犯者の処遇や再犯防止に向けた取組を進めるための基礎資料を提供した。

6 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開している。2021年度(令和3年度)は、ポスター(資6-101-1参照)等の広報媒体やSNSを活用した広報啓発のほか、「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」*23を実施した。また、2022年(令和4年)3月には、広報・啓発番組「広がっています。#再犯防止~みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会~」をYouTube法務省チャンネルで配信した。同番組では、トラウデン直美氏(モデル・タレント)、安東弘樹氏(フリーアナウンサー)が進行を行い、検察庁、少年院、地域社会における先進的な取組や、実際に犯罪や非行から立ち直った当事者の方々の対談など、合計4つの短編動画を放映した。

さらに、法務省は、「"社会を明るくする運動" ~犯罪 や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~」を 資6-101-1

令和3年度再犯防止啓発 月間ポスター



出典:法務省資料による。

主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年(平成26年)12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年(平成27年)からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出するなど、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2021年(令和3年)に実施した第71回"社会を明るくする運動"では、「#生きづらさを、生きていく。」をテーマ(**資6-101-2**参照)に、全国で3万3,495回(前年:2万7,256回)の行事が実施され、延べ86万7,395人(前年:57万7,047人)が参加した(【指標番号16】参照)。同運動で

各年の犯罪白書の全文を公表している (https://hakusyol.moj.go.jp/jp/68/nfm/mokuji.html)



※23「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」

再犯防止をテーマとした印象的な4コマ漫画及び1ページ漫画(1ページ内で完結する漫画をいう。)を広く募集し、優秀作品を法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官から表彰するもの。 同大賞など、再犯防止啓発月間に関する取組は、法務省ホームページ「7月は「再犯防止啓発月間」です」 (https://www.moj.go.JP/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00051.html)を参照。



^{※ 22} 犯罪白書

は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点 から、デジタルサイネージ等を活用した非接触型 の広報や、SNS等の多様な媒体を用いた広報等 が行われた (写真6-101-1参照)。また、若年層 を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で 親しみの持てるような広報を展開するため、更生 保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃ ん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・ 啓発活動が行われた。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所し た人の社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所 した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事 項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人 権啓発活動を実施している。

なお、全国の法務局や特設の人権相談所におい て人権相談に応じている。人権相談等を通じて、 刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いの

ある事案を認知した場合は、人権侵犯事件 として調査を行い、事案に応じた適切な措 置を講じている。2021年(令和3年)に おける刑を終えた人に対する差別待遇に関 する人権侵犯事件の件数は4件であった。

検察庁においては、学生や一般の方々を 対象に実施する広報活動等において、検察 庁における再犯防止・社会復帰支援に関す る取組を説明するなど、再犯防止に関する 広報・啓発活動を推進している。

(2) 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、学習指導要領を踏まえた学校 教育における法教育**24の実践の在り方及 び教育関係者と法曹関係者による連携・協

資6-101-2

第71回"社会を明るくする運動" ポスター



和果や弁行も防止し、立ち直りも支える美域のチカラ 第71回 社会を明るくする運動







出典:法務省資料による。

写真6-101-1 サッカースタジアムでのCM上映の様子



写真提供:法務省

働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会及び 部会を開催(2021年度(令和3年度):8回)している。

2021年度(令和3年度)は、2022年(令和4年)4月からの成年年齢引下げを踏まえて、契約 や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを全国の高等学校、教育委員 会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ウェブサイトで公開 するなどした*25。

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に 付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範 意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



^{※ 24} 法教育

^{※25} 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット

また、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、これらの教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開しているほか、法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット*26を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

特に、少年鑑別所では、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止(薬物・窃盗・暴力等)」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等であり、2021年度(令和3年度)には、約600回、延べ約4万5,000人に対して法教育を実施した。

また、保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2021年度(令和3年度)中には、約250回、延べ約1万7,500人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなど し、法教育を推進している。

Column O

「カベ」を通じたつながり 〜少年院跡地における鋼板プロジェクト〜

相模原市立小山中学校・小原町自治会・TOKYO SOCIAL DESIGN・法務省矯正局

2019年(平成31年)に閉庁した神奈川医療少年院(神奈川県相模原市)の跡地には、現在、新施設の整備に向けて、敷地を囲う鋼板である「カベ」が設置されています。今回紹介するのは、この「カベ」を通じて、近隣の相模原市立小山中学校、跡地が属する小原町自治会、情報発信やコミュニケーションデザインを手掛けるTOKYO SOCIAL DESIGNと法務省矯正局が協働したプロジェクトです。

このプロジェクトは、法務省矯正局が、小原町自治会から「敷地周囲の鋼板が殺風景で圧迫感がある。絵を飾ったりできないか。」との相談を受けたことに始まります。小原町自治会は小山中学校にもお声掛けをされており、同校と引き合わせていただいたことから、少年院在院者と中学校の生徒がコラボした作品を展示できないか、というアイディアが生まれました。

プロジェクトは、小山中学校生徒会の皆さんが中心となって進められましたが、まずは法務省矯正局から少年院のことを知ってもらう機会を設けました。そして、少年院の在院者や職員の思いに触れていただいた上で検討していただき、学校の仲間や地域の方々、家族を大切にしていきたいという気持ちを込めて、「つながり」という一つのテーマに沿った絵を描いて「カベ」に展示することが決まりました。

その後、絵の募集を行ったところ、中学校から46点、東京矯正管区管内の少年院14庁の在院者から128点もの絵が集まりました。これらの絵を展示する上で、デザインについて御協力をいただい

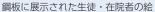


たのがTOKYO SOCIAL DESIGNです。

TOKYO SOCIAL DESIGNは、物質的・心理的な「カベ」について、デザインを通じてメッセージを発信するため、まず、小山中学校において「ことばのワークショップ」を企画し、「つながり」というテーマを多角的に捉え、広がりを持たせる機会を設けました。そして、絵だけでなく、このワークショップで引き出された言葉も「カベ」に施すことで、より「つながり」というメッセージが地域の方に伝わるようにしたのです。また、「なにとつながる?」という問いかけをデザインに組み込み、絵を見た人が「つながり」というメッセージを自分に寄せて感じられるような仕掛けを設けました。

このように多くの方々の思いが結集し、2021年(令和3年)11月、展示が完成しました。小山中学校からは、「活動を通じて、生徒たちは、少年院がどのような施設であるかはもちろん、そこで勤務する職員の願いを知り、また、地域はどのように支えていくべきなのかを理解することができた。」との声をいただき、生徒の皆さんからは「自分たちの努力や、絵を描いてくれたたくさんの人たちの協力がとても素敵な形で完成したこと、そして、地域の人たちにも見てもらうことができて、とてもうれしかった。」との感想をいただきました。地域の方からは、「いい企画だね。」「上手な絵だ。」「鋼板の絵や文で辺りの雰囲気が柔らかく変わった。」「少年院はあちこちにあると分かったよ」等の声が自治会へ届いているそうです。







メッセージ「なにとつながる?」

「カベ」とは、物理的又は心理的なつながりを断つ最も象徴的なものですが、その「カベ」を通じてこのように多くのつながりが生まれたことの意義は大きいと考えています。今後もこうしたつながりを大切にし、新施設が地域と共生していけるよう、そして、将来ここで学ぶ在院者たちが、多くの方のお力添えを受け、心の壁を乗り越えて未来につながっていけるよう、準備を進めていきたいと思います。

7 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、2018年度(平成30年度)から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。2021年度(令和3年度)には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった合計8の個人及び団体を表彰した*27(資6-103-1参照。特定非営利活動法人くらし応援ネットワークについては、【コラム4】参照。)。

資6-103-1 令和3年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要

受賞者・受賞団体	活動概要
谷村 新司 (音楽家/シンガーソングライター)	・"社会を明るくする運動"のフラッグアーティストとして、同運動の展開に尽力 ・「こころをつなぐプロジェクト」として、地域の更生保護施設等を 訪問
堂本 暁子 (団体役員)	・「女子刑務所のあり方研究委員会」を設立し、女子刑事施設の運営 改善に向けた取組に尽力 ・「再犯防止推進計画等検討会」の有識者構成員として、再犯防止施 策の推進に寄与
野田 豊秋 (会社役員)	・「少年補導員」として、見守り活動等を行い、地域の少年の非行・ 再非行の防止に尽力 ・「九州少年警察ボランティア協会役員」として九州各県と共同した 活動を実現
更生保護法人 滋賀県更生保護事業協会(滋賀県大津市)	・県からの受託により「再犯防止地域支援員設置事業」を実施し、刑事施設出所者等の円滑な社会復帰を促進 ・休眠預金活用制度を利用し、保護観察終了者などへの支援活動を行う更生保護団体を支援
新宿区保護司会(東京都新宿区)	・「新宿区広報パレード・式典」を開催し、再犯防止等に向けた大規模な啓発活動を実施 ・保護観察終了者に対する定期的な生活相談の機会を設けるなど、息の長い支援を実施
特定非営利活動法人いのちのミュージアム(東京都日野市)	・「メッセンジャー」と呼ばれる、交通犯罪等の犠牲者の等身大人型パネル等を展示する「生命のメッセージ展」や犯罪被害者の支援を実施・矯正施設での「被害者の視点を取り入れた教育」等に協力し、全国の矯正施設で「生命のメッセージ展」を開催
特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク(愛知県名古屋市)	・刑事施設出所後に自立した生活が難しい高齢者や障害者への支援を 実施 ・名古屋地方検察庁と連携し、釈放予定の被疑者を必要な福祉的支援 につなぐ協力体制を構築
西区BBS会(神奈川県横浜市)	・非行少年の相談相手となる「ともだち活動」を行うなど、非行少年 に対する継続的な支援を実施 ・非行少年の実情と地域の受け入れの重要性を若者の立場から訴えか ける啓発活動を実施

[※] 個人、団体の順に50音順。敬称略。



^{※27} 令和3年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績実績 (https://www.moj.go.jp/content/00 1357813.pdf)